

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部県政情報・文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

ページ

規 則

○保健師助産師看護師法施行細則の一部を改正する規則

(医療人材対策室)

一

告 示

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく

指定障害福祉サービス事業者の廃止の届出

(障害福祉課)

一

○農業振興地域整備基本方針の変更

(農業振興課)

一

○肥料の登録有効期間の更新

(みやぎ米推進課)

一

○肥料の登録事項の変更

()

二

○肥料の登録の失効

()

二

○普通肥料の検査結果の公表

()

三

○特殊肥料の検査結果の公表

()

三

○都市計画変更の図書の写しの縦覧

(都市計画課)

四

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告

(契約課)

四

監 査 委 員

○定期監査結果に対する措置の公表

六

規 則

保健師助産師看護師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年一月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第一号

保健師助産師看護師法施行細則の一部を改正する規則

保健師助産師看護師法施行細則(昭和三十六年宮城県規則第十二号)の一部を次のように改正する。
第二条中「。」に関するもの」の下に「並びに情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成十四年法律第五十一号)第六条の規定による電子情報処理組織(以下「電子情報処理組織」という。)を使用した法第三十三条の届出」を加え、「法第三十三条の書類」を「電子情報処理組織を使用しない法第三十三条の届出」に改め、同条ただし書中「法第三十三条の書類」を「電子情報処理組織を使用しない法第三十三条の届出」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

○宮城県告示第一号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第二百二十三号)第四十六条第二項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業を廃止する旨届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により告示する。

令和五年一月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	廃止する指定障害福祉サービスの種類	設置者名	廃止年月日
○四一〇七〇〇七〇二	みちしるべ 名取市美田園六丁目 三番三号 DUO美 田園一〇一	就労移行支援	株式会社HC Link	令和四年十二 月三十一日

○宮城県告示第二号

農業振興地域の整備に関する法律(昭和四十四年法律第五十八号)第五条第一項の規定により宮城県農業振興地域整備基本方針の一部を変更したので、同条第三項において準用する同法第四条第七項の規定により宮城県庁(農政部農業振興課)及び各地方振興事務所に備え置いて公表する。

令和五年一月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県告示第三号

肥料の品質の確保等に関する法律(昭和二十五年法律第二百二十七号)第十二条第二項の規定により、次のとおり肥料の登録有効期間の更新をした。

令和五年一月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

更新年月日	登録番号 (宮城県)	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)			その他の規格	生産業者の氏名 又は名称	生産業者の住所	有効期限
				窒素全量	りん酸全量	加里全量				
令和四年 九月二十九日	第四四六号	副産石灰肥料	45・0かき副 産石灰南三陸1 号			四五・〇	含有を許される有害成分の 最大量及びその他の制限事 項は公定規格のとおり	株式会社遠藤組	宮城県本吉郡南三陸町志 津川字大久保一六八番地	令和十年 十一月十七日
令和四年 十月四日	第五九七号	混合有機質肥料	ブランドアミノ	六・〇	四・〇	二・五	含有を許される有害成分の 最大量及びその他の制限事 項は公定規格のとおり	大成農材株式会社	広島県広島市中区鉄砲町 七一八	令和十年 十月十七日
令和四年 十月四日	第五九八号	混合有機質肥料	バイオノ有機H	七・〇	四・〇	二・〇	含有を許される有害成分の 最大量及びその他の制限事 項は公定規格のとおり	大成農材株式会社	広島県広島市中区鉄砲町 七一八	令和七年 十月十七日
令和四年 十月四日	第五九九号	混合有機質肥料	さゆり5号	七・二	四・〇	二・五	含有を許される有害成分の 最大量及びその他の制限事 項は公定規格のとおり	大成農材株式会社	広島県広島市中区鉄砲町 七一八	令和七年 十月十七日
令和四年 十一月七日	第四〇三号	消石灰	65消石灰			六五・〇		宮城石灰工業株式 会社	宮城県登米市中田町上沼 字北桜場八六	令和十年 十二月九日
令和四年 十一月七日	第四〇四号	消石灰	70消石灰			七〇・〇		宮城石灰工業株式 会社	宮城県登米市中田町上沼 字北桜場八六	令和十年 十二月九日

○宮城県告示第四号

肥料の品質の確保等に関する法律(昭和二十五年法律第二百二十七号)第十三条第一項の規定により、
次のとおり肥料の登録事項に係る変更をした。

令和五年一月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

登録番号 (宮城県)	肥料の種類	肥料の名称	生産業者の氏名又は 名称及び住所	変更の内容		変更年月日
				変更事項	変更前後	
第五九一号	魚かす粉末	気仙沼弁天魚か す	気仙沼センター水産加工業協同組合 宮城県気仙沼市朝日町十一番地四	代表者の変更	代表理事組合長 畠山喜勝 代表理事組合長 小山修司	令和四年 六月二十七日
第五九二号	魚かす粉末	気仙沼弁天魚か す(ペレット)	気仙沼センター水産加工業協同組合 宮城県気仙沼市朝日町十一番地四	代表者の変更	代表理事組合長 畠山喜勝 代表理事組合長 小山修司	令和四年 六月二十七日

○宮城県告示第五号

肥料の品質の確保等に関する法律(昭和二十五年法律第二百二十七号)第十四条の規定により、次の
肥料の登録は、失効した。

令和五年一月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

失効年月日	登録番号 (宮城県)	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)			その他の規格	生産業者の氏名 又は名称	生産業者の住所
				窒素全量	りん酸全量	加里全量			
令和四年 六月十三日	第五九六号	加工家きんふん 肥料	宮城I S Eス パールグリン	二・六	四・〇	二・七	含有を許される有害成分の 最大量及びその他の制限事 項は公定規格のとおり	イセファーム東北 株式会社	○宮城県加美郡色麻町黒沢字切付七番の一
令和四年 七月十一日	第五二四号	乾燥菌体肥料	F S M P I I I	一・〇	一・〇		含有を許される有害成分の 最大量及びその他の制限事 項は公定規格のとおり	福栄肥料株式会社	兵庫県尼崎市昭和南通三丁目二六番地
令和四年 八月二十五日	第五七三号	副産石灰肥料	蛸次郎				含有を許される有害成分の 最大量及びその他の制限事 項は公定規格のとおり	株式会社グリーン マン	宮城県大崎市松山千石鶴田一一五―三
令和四年 十一月十四日	第三三九号	消石灰	70消石灰					株式会社トキワ	東京都品川区大崎三丁目六番四号
令和四年 十一月十四日	第三四〇号	消石灰	65消石灰					株式会社トキワ	東京都品川区大崎三丁目六番四号

○宮城県告示第六号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十七号）第三十条第七項の規定により、普通肥料の検査の結果を次のとおり公表する。

令和五年一月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

令和四年十一月分

肥料の種類等	保証票添付者	肥料の名称	検査の概要		備考
			分析検査	指摘事項	
副産石灰肥料	三浦渉	シエル100%肥料	主成分：アルカリ分		立入年月日 令和四年 十一月七日

(注) 一 分析結果及びその他の検査の欄は、検査対象荷口全体の肥料を代表し得るように必要袋数（ばらの場合には、必要部位数）を抽出し、混合した試料一点について検査した結果である。

二 分析検査の項目に係る指摘事項は、分析値と規格・基準値又は表示値と比較した結果である。

○宮城県告示第七号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十七号）第三十条第七項の規定により、特殊肥料の検査の結果を次のとおり公表する。

令和五年一月十日

令和四年六月～八月分

宮城県知事 村 井 嘉 浩

特殊肥料名	生産業者、輸入業者若しくは販売業者又は表示者	届出名 (及び商品名)	検査の概要							備考		
			窒素全量 (%)	りん酸全量 (%)	加里全量 (%)	銅全量 (mg/kg)	亜鉛全量 (mg/kg)	石灰全量 (%)	炭素窒素比		水分含有量 (%)	その他の検査
堆肥	株式会社サイボクファーム	スーパーサンライト	三・二五	六・〇二	二・四四	一四三	五五一		七・三	三一・七		立入年月日 令和四年 六月二十二日
堆肥	野田哲	豚ふんベレット堆肥	四・一五	七・〇一	一・一七	四〇六	八八三		七・四	一九・九		立入年月日 令和四年 七月五日
堆肥	有限会社サトウ養豚	豚糞堆肥	三・二二	三・九一	二・九二	一一九	三七一		一〇・〇	一九・七		立入年月日 令和四年 八月八日
堆肥	横山茂	豚糞堆肥	一・四六	三・五二	一・二二	一〇六	三三五		一〇・〇	五四・三		立入年月日 令和四年 八月八日
堆肥	氏家邦佳	堆肥(牛糞)	〇・八一	一・〇七	〇・八〇				一七・五	五六・八		立入年月日 令和四年 八月九日

備考 分析値は、全て現物あたりの数値である。

○宮城県告示第八号

栗原市から栗原都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和五年一月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類

栗原都市計画道路

2 名称

三・四・三号 一迫南線

三・四・十五号 駅前大通線

二 縦覧場所

宮城県庁(土木部都市計画課)

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

令和五年一月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

1 調達印刷物及び発注予定数量 みやぎ県政だより 一式

2 印刷物の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

3 契約期間 契約締結の日から令和六年三月三十一日(日)まで

4 納入場所 発注者指定の場所(県庁及び県内各市町村65か所(予定))

二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

1 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四の規定に該当しない者であること。

2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は開札時までに宮城

県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。(登録業種が「B 印刷物類」であること。)

3 当該印刷物の製造が可能となる印刷機を自社で所有し、当該発注に係る印刷物は自社で印刷すること。

4 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)附則第二条による廃止前の和議法(大正十一年法律第七十二号)第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

5 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

6 会社更生法(平成十四年法律第五十四号)第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者(同法附則第二条によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む)であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があつた場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

7 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。

8 宮城県入札契約暴力団等排除要綱(平成二十年十一月一日施行)別表各号に規定する次のいずれかに該当するときは入札に参加することはできない。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等(法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合はその者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という)第二条第六号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という)である場合又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団(以下「暴

力団」という)、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があつた者若しくは警察が確認した者(以下「暴力団関係者」という)の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者(以下「暴力団等」という)又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

9 当該印刷物が災害等により履行が困難となつた場合には、提携企業に支援を求めるなど、遅滞なく発行できる体制を有すること。

10 過去三年以内に、一回あたりの発行部数が本案件と同規模以上の定期刊行物を年四回以上発行した受注実績が二件以上あること。

11 本件担当者が複数名常駐している営業拠点が公共交通機関(特急券の利用可)や車両により県庁から1時間以内で移動できる距離にあり、かつ、本件に係る印刷工場が、公共交通機関(特急券の利用可)や車両により県庁から二時間以内で移動できる距離にあること。

12 本件担当者については、印刷業務に複数年携わるなど知識や経験が豊富であることとし、編集やデザイン、印刷等の各部門と速やかに連携できる体制を持つものであること。

13 入札参加資格申請場所 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班(〒九八〇一八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二一二一一一三三三五)へ令和五年一月二十五日(水)午後五時までに提出すること。

三 入札書の提出場所等

1 電子調達システムの利用

(一) 本調達案件は、電子入札(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう)の送受信により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。)及び紙入札(書面により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。)を併用して入札を行うものとする。

(二) 本調達案件に参加する者のうち、紙入札を希望する者は、入札説明書に定めるところによりあらかじめ紙入札参加承認願を提出しなければならない。

2 書面による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先

〒九八〇一八五七〇宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県出納局契約課物品班(担当 山本 彩乃 電話〇二二二二二一三三三三)

3 郵送による入札説明書の交付期限 郵送により書面での入札説明書の交付を希望する場合は、令和五年一月二十五日(水)まで2あて申し出ること。

4 一般競争入札参加資格審査

(一) システムを用いて参加資格審査を受ける場合 システムにより入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより令和五年一月二十五日(水)午前九時から令和五年二月二日(木)午後五時までの間に必要書類を作成の上、システムにより提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(二) 書面により参加資格審査を受ける場合 書面により入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより令和五年二月二日(木)午後五時までの間に必要書類を作成の上、提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(三) 開札日までの間において、(一)又は(二)において提出された書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

5 入札書の提出期限等

(一) システムを用いて入札する場合

入札期間 令和五年二月八日(水)午前九時から令和五年二月十六日(木)午後五時まで

(二) 書面により入札書を提出する場合

イ 日時 令和五年二月十六日(木)午後五時

ロ 場所 2に同じ

ハ 郵送による場合は、配達証明付書留郵便によりイの日時までに到達するよう提出すること。ただし、入札書を持参する場合は、6の開札の日時まで開札場所へ提出することとする。

ニ 提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる事由があっても受理しない。

6 開札の日時及び場所

令和五年二月二十日(月)午前十時 宮城県庁舎十八階一八〇三会議室

四 入札に参加することができない者 二に定める資格を有しない者

五 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金 財務規則(昭和三十九年宮城県規則第七号)第九十七条及び第九十八条の規定による。

3 契約保証金 財務規則第百十三条及び第百十四条の規定による。

4 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。

5 入札金額の記載方法 契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下同じ。)とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を控除した金額を入札書に記載すること。

6 落札者の決定方法 印刷物製造請負に係る履行能力確認調査実施要領を適用し、予定価格の範囲内での価格をもって有効な入札をした者のうち、最も安価な者を落札者とする。

7 契約書作成の要否 要

8 申請書等の作成に要する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。

9 詳細は、入札説明書による。

六 概要

Summary

1 Nature and Quantity of the Service to be Procured : Printing of Miyagi Government News (Miyagi Kensei Dayori) 1 set.

2 Contract Period : From contract settlement to March 31, 2024 (Sun.)

3 Place of Delivery : Locations as designated by the ordering party (Miyagi Prefectural Government Office and 65 other locations in municipalities in Miyagi Prefecture).

4 Deadline for Bid Submission : February 16, 2023 (Thu), 5 : 00 pm.

5 Contact Information : Ayano Yamamoto, Procurement Section, Government Contract Division, Treasury Department, Miyagi Prefectural Government, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8570 Japan, TEL.: 022-211-3333

6 Language and Currency Used in Contract Procedures : Japanese and Japanese yen only.

監査委員

〇宮城県監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により報告した定期監査結果について、宮城県知事から同条第14項の規定により下記の措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により公表する。

令和5年1月10日

宮城県監査委員	高橋伸二
宮城県監査委員	渡辺忠悦
宮城県監査委員	成田由加里
宮城県監査委員	吉田計

記

1 監査委員の報告日

令和4年8月29日

2 通知のあった日

令和4年11月1日

3 監査委員の報告内容及び措置の内容

中南部下水道事務所

(1) 監査委員の報告の内容

不適切な事務管理が認められたので、今後再発しないように内部統制も含めた対策を講じられたい。

(内容)

中南部下水道事務所において、鍵の管理が徹底されておらず、執務室等の鍵を紛失したものの。

また、その後の対応が不十分であったもの。

(2) 措置の内容

紛失事例が発生したことを受け、常に鍵使用者を確認できるようにするため、使用者、鍵番号、貸出時間、返却時間を記録する鍵使用簿を備付け、借用・返却時に、鍵を管理する総括次長又は総務班員による確認を行うこととした。

また、令和4年4月の「宮城県上上下下水一体官民連携運営事業（みやぎ型管理運営方式）」の開始後、施設を管理している運営権者とセキュリティや鍵の管理方法について協議を行い、管理棟内全ての鍵を交換することとし、9月20日に作業を終えた。

鍵交換後は、従前のマスターキーの常時使用を改め、金庫に保管し原則使用しないこととし、各部屋個別の鍵を使用している。